

平成30年度  
第6回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

平成30年10月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

平成30年度第6回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	平成30年10月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	平成30年10月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	平成30年10月25日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	平成30年10月25日 15時01分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 19名 欠席 0名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8	伊藤 友美	○	18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 3番	小山田 和 義	議席番号 11番	藤 村 勇 三
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局 長	畑 山 直 巳		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	根 守 緑		
	農業振興係主任	佐々木 桂		
	農地調整係主任	高 橋 武 士		
	農地調整係主事	古 川 忠 彦		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 1 開会（13時30分）

事務局（畑山事務局長）

御起立願います。相互に礼をお願いします。「礼」

農業委員会憲章の唱和を行います。総会資料の表紙の次のページをご準備願います。憲章前文の朗読を、議席番号2番日戸重雄委員にお願いします。朗読の後に引き続き全員でご唱和願います。それでは、日戸委員お願い致します。

（全員で唱和）

ありがとうございました。ご着席願います。

（全員着席）

次に、欠席委員のご報告をいたします。総会資料2ページをご覧ください。本日、欠席委員はございません。従いまして、欠席委員数ゼロ、2番の出席委員数19名となります。

それでは、会長、進行を宜しくお願い致します。

議長（山本会長）

ただ今から、平成30年度八幡平市農業委員会第6回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中19名であります。

定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

## 2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により議事録署名人の選任については、当職から指名して選任する事にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、3番小山田和義委員と11番藤村勇三委員を指名します。

## 3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、平成30年度八幡平市農業委員会第6回総会の会期についてお諮り致します。

第6回総会の会期は平成30年10月25日、1日間とする事にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、平成30年度第6回総会の会期は平成30年10月25日の1日間とすることに決定致しました。

#### 4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から平成30年度第8回の運営委員会報告を行います。事務局、報告をお願いします。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の3ページをお開き下さい。平成30年度第8回運営委員会報告を致します。平成30年10月10日(水)午前9時から八幡平市役所3階大会議室におきまして行われました。内容は、3項目の報告及び連絡を行いました。内容は、4ページと5ページに記載しております。続きまして、6項目の協議を行いました。内容は、5ページ以降に記載をしております。主な協議内容についてご説明を致します。次のページをお開き下さい。要点のみとさせていただきます。4ページの左上をご覧ください。3. 報告・連絡事項となります。

1項目目、平成30年10月以降の主な会議・行事についてです。事務局より、資料に沿い説明を行いました。また、石羽根会長職務代理者より、市の表彰選考委員会で前会長の高橋守男さんが表彰の予定となっている事との情報提供がございました。

2項目目、八幡平市賃借料情報についてです。事務局より、資料に基づき説明を行い、併せまして昨年の農地・農政部会合同委員会において、熊澤委員より出された「賃借料情報の使い道を広げるため、使用貸借の件数と割合を乗せる事は可能か」との質問に対する取り扱いについて、運営委員会で協議を行ったところ、この件は報告事項という事でございましたので引き続き行われる協議事項に追加し協議を行うという事としました。また、これに併せまして資料に対し、田・水稻の部の安代地区の中で、細野、豊畑が記載されていないとの指摘があり、修正を行ったところがございます。次のページとなります。5ページの左上をご覧ください。

3項目目、平成30年度第2回新任農業委員・農地利用最適化委員研修会についてです。事務局より、説明を行いまして、委員より欠席の委員についての質問が出され、こちらから回答を行っておるところでございます。なお、詳細につきましては、後ほど開催されます運営委員会の中で説明を致します。

4. 協議事項となります。1項目目、第6回総会についてです。事務局より、資料に沿い説明を行い、事務局の説明通りとする事になり、本日の総会の開催となるものでございます。

2項目目、関係行政機関（市）への意見提出についてです。事務局より市に対する意見1項目と9項目の文章の変更箇所について説明を行い、総会に提案する事とし、併せて第1回農業委員会会議で熊澤委員から出された質問に対する回答の説明と、総会で熊澤委員に回答する事を報告し、了承を得たものです。

3項目目、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」です。事務局より資料に沿い説明を行い、運営委員会・委員合同会議で出された質問への回答の説明と、質問した委員に回答する事を報告し、また、指針に対する変更は無いため事務局案で第6回総会に提案する事を報告

致しました。そして、協議の結果、指針については事務局の説明通りに進め、総会で承認を得る事とし、運営委員会・委員合同会議で出された質問への回答は、後ほど開催される農業委員会議の中で行う事と致します。運営委員会・委員合同会議の場では総会でを行うと回答しておりましたが、運営上から農業委員会議での説明とさせていただく事を、ご了承願ひ致します。次のページとなります。6ページの左中ほどになります。

4項目目、耕作放棄地全体に係る農地・非農地の判定についてです。事務局より資料に沿ひ説明を行い、協議の結果、総会に提出して非農地判定を進める事となりました。この事から、事前に方針について農業委員会議の中でご協議をお願いする事と致しますので、宜しく願ひ致します。次のページとなります。7ページの左中ほどになります。

5項目目、農業委員会業務の推進に係る地区調査会活動との関わりについてです。事務局より資料に沿ひ説明を行い、運営委員会で実施についての決定を得たものでございまして、開催通知を委員の皆様へ発送を行ったところでございます。なお、詳細については、農業委員会議の中でご説明を致します。

5項目目に続きまして、賃借料情報についての協議を行いました。8ページの左上になります。事務局より協議内容の説明を行い、協議を行った結果、運営委員会では使用貸借の件数、割合を掲載しない事と決定を致しました。なお、詳細については、農業委員会議の中でご説明致します。9ページの左中ほどになります。

6項目目、総会等の出席に際しての服装の取り扱いについて、こちら事務局より説明を行い第2回委員合同会議で熊澤委員から出された提案内容について、説明を行ったところでございます。

協議をした結果でございますが、10月から農業委員と推進委員は背広、農業委員証、名札を付けて会議に出席する。そして、現地調査は、作業服に帽子、名札、腕章という事で決定をされました。この決定を受けまして、今回総会の招集通知に記載させていただいたものでございます。なお、詳細は、農業委員会議の中でご説明を致します。10ページの左下になります。

5・その他です。この中では、1件についての協議を行い、続いて3名の委員からの質問及び事務局から1件連絡をしたものでございます。資料12ページをお開き下さい。

以上、平成30年度第8回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。平成30年10月25日。運営委員長（会長）山本範夫。

詳細につきましては、後ほどご確認をお願い致します。以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「平成30年度第8回の運営委員会会議報告」につきまして、何か聞きたい事がありましたら、ご発言をお願い致します。

ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進めさせていただきます。

次に、農地法に関する業務報告を行います。事務局、報告願ひます。

事務局（根守農地調整係長）

それでは、総会資料の13ページをご覧ください。平成30年9月25日から平成30年10月24日までの業務報告をさせていただきます。1)番から5)番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。続きまして、6)番の現地調査でございます。調査日は10月15日の月曜日でございます、16件の現地調査を行いました。当日の調査委員は5番委員 國司功 委員、6番委員 大森直子 委員、7番委員 熊澤威人 委員の3名でございます。また、事務局からは高橋主任、古川主事、私の3名が随行しております。のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただいまの報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

はい、報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

なし、という声。次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするように願います。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

## 5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の、採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は2件となっております。

申請番号1、平笠第1地割236、田、1,568㎡を含む24筆37,169㎡です。経営移譲年金受給による使用貸借権の再設定です。申請地は今まで水稻等を作付けしていた農地です。権利設定後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号2、安代寄木6 - 3、田、627 m<sup>2</sup>を含む4筆 1,774 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで水稻等を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請地の明細については次の3ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

はい、以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号7番 熊澤威人 委員にお願いいたします。

7番（熊澤委員）

はい、7番の熊澤威人です。現地調査報告させていただきます。

申請番号1番ですが、位置は、平笠小学校から西へ半径約2.1kmの地点に点在しています。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、世帯で水稻等を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は、赤坂田駅から北へ約850mの地点です。贈与による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稻等を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断いたしてまいりました。

よろしく願います。

議長（山本会長）

現地調査結果の報告が終わりました。これより議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」の声、認めまして、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。本案について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は4件となっております。

申請番号1と申請番号2は関連がありますので、一括で説明させていただきます。申請番号1、大更第25地割4、田、140㎡でございます。申請番号2、大更第25地割4-5、田、285㎡でございます。転用の目的は、売買による駐車場の敷設と共同住宅の建設となっております。

申請番号3、田頭第11地割76、田、1,696㎡でございます。転用の目的は、使用貸借権の設定による資材置場の建設で、1年間の一時転用となっております。内容に関しましては、資材置場、駐車場、仮設事務所が計画されております

申請番号4、松尾寄木第11地割49-1の一部、畑、937㎡を含む2筆3,909㎡でございます。転用の目的でございますが、使用貸借権の設定による砂利採取で、2年間の一時転用となっております。

筆別明細もあわせてご確認をお願いします。

関係資料の2ページをご覧ください。

各申請地の農地区分ですが、申請番号1番、2番は、都市計画法上の用途地域内の農地で第3種農地と判断されます。第3種農地は原則許可となっております。

申請番号3番ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが例外規定においては、3年以内の一時転用にあたっては許可が認められております。

申請番号4番の農地区分は農用地区域内の農地でございます。こちらも3年以内の一時転用にあたっては許可が認められております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号7番 熊澤威人 委員にお願いします。

7番（熊澤委員）

はい、7番の熊澤威人です。現地調査報告させていただきます。

申請番号1番と2番は、関連がありますので一括で報告いたします。位置は大更小学校から北へ約200mの地点です。転用の目的は、売買による共同住宅と駐車場の建設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は自己所有の共同住宅に隣接しており、他に住宅建築可能な土地を所有していなことから選定したとのことでした。申請地は、都市計画法上の用途地域内にある農地で第3種農地と判断され、第3種農地は、原則許可となっております。

申請番号3番ですが、位置は、寄木小学校から東へ約1.3kmの地点です。転用の目的は、工事用の資材置場です。1年間の一時転用です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。施工完了後は、畑に現況復旧するとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、3年以内の一時転用は許可が認められております。

申請番号4番ですが、位置は、寄木小学校から西へ約4.2kmの地点です。転用の目的は、砂利採取で、2年間の一時転用です。現況は、畑で不耕作の状態でしたが、砂利採取後は、畑に現況復旧するとのことでした。申請地の農地区分は、農用地区域内の農地ですが、3年以内の一時

転用は許可が認められております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、「許可相当」と判断して参りました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、「許可相当」として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は3件となっております。関係資料の3ページにあります申請一覧表につきましても、併せてご確認をお願いいたします。

申請番号1、帷子第16地割57-35、畑、457㎡でございます。現況は、駐車場及び進入路として隣接する宅地と一体的に利用されておりました。

申請番号2、平笠第11地割27-2、田、463㎡でございます。現況は、牛舎兼作業小屋が建設され宅地として利用されておりました。

申請番号3、平笠第11地割172-1、田、41㎡でございます。現況は、道水路として利用されておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号7番 熊澤威人 委員にお願いします。

7番（熊澤委員）

はい、7番の熊澤威人です。現地調査報告させていただきます。

申請番号1番ですが、位置は西根第一中学校から東へ約3kmの地点です。現況は、駐車場及び進入路として隣接する宅地と一体的に利用されておりました。申請地は、平成5年頃に農地とは知らず、砂利を入れ利用しており、農地法の許可が必要なことを知らなかったとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、平笠小学校から西へ約800mの地点です。現況は、牛舎兼作業小屋が建設され、宅地として利用されておりました。申請地は、昭和48年頃、申請人の亡くなった父が宅地との境界を確認せずに建築し、農地法の許可が必要なことを知らなかったとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は、平笠小学校から西へ約800mの地点です。現況は、道水路として利用されておりました。申請地は、昭和54年頃、圃場整備の際に事業用地の残地として残った土地で、現在まで土地の境界が分からず、そのままにしていたとのことでした。

いずれの農地も非農地化され20年以上経過し、農地への復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから「許可相当」と判断してまいりました。以上です。  
議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。ご着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○第4号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをお開きください。平成30年10月17日付で八幡平市長から意見を求められている案件は7件でございます。今回の7件はすべて、農用地からの除外申請となっております。

申請番号1、平館第1地割182、田、8,832㎡を含む50筆66,935㎡でございます。転用の目的は、公共関与型産業廃棄物最終処分場の建設となっております。

申請番号2、平館第20地割1-1、田、896㎡でございます。転用の目的は、駐車場の敷設となっております。

申請番号3、大更第26地割200-1、田、360㎡でございます。転用の目的は、資材置場の建設となっております。

申請番号4、平笠第11地割167の一部、田、513㎡でございます。転用の目的は、一般住宅の建設となっております。

申請番号5、平館第25地割161-2、田、1,167㎡でございます。転用の目的は、農家住宅の建設となっております。

申請番号6、松尾寄木第29地割370-5、田、671㎡でございます。転用の目的は、駐車場の敷設となっております。

申請番号7、大更第36地割468-6の一部、田、428㎡を含む2筆933㎡でございます。転用の目的は、駐車場の敷設となっております。

転用の可否になりますが、関係資料の4ページから5ページをご覧ください。

申請番号1番から7番までの農地区分ですが、農用地からの除外後は10ha以上の一団の農地の第1種農地となります。

申請番号1番の例外規定においては、市街地に設置困難又は適当な施設に該当することが確認されております。

申請番号2番、4番、5番の例外規定においては集落に接続して設置されることが確認されております。

申請番号3番、6番、7番の例外規定においては既存事業の拡張に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

次に、現地調査結果の報告を議席番号7番 熊澤威人 委員にお願いします。

7番（熊澤委員）

はい、7番の熊澤威人です。現地調査報告させていただきます。

申請番号1番ですが、位置は松尾八幡平駅から東へ約1.4kmから約1.7kmの地点です。農振除外の目的は、公共関与型産業廃棄物最終処分場の建設です。現況は、田及び畑として利用されておりました。申請地は、農振除外後は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、転用許可条項においては、市街地に設置困難又は不適當な施設に該当することを確認いたしました。

申請番号2番ですが、位置は平館小学校から南へ約400mの地点です。農振除外の目的は、駐車場の敷設です。現況は、畑として自己保全管理されておりました。申請地は、農振除外後は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、転用許可条項においては、集落に接続されていることを確認いたしました。

申請番号3番ですが、位置は大更小学校から北へ約200mの地点です。農振除外の目的は、資材置場の建設です。現況は、畑として自己保全管理されておりました。申請地は、農振除外後は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、転用許可条項においては、既存事業の拡張に該当することを確認いたしました。

申請番号4番ですが、位置は平笠小学校から西へ約700mの地点です。農振除外の目的は、一般住宅の建設です。現況は、田として利用されておりました。申請地は、農振除外後は10ha

以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、転用許可条項においては、集落に接続されていることを確認いたしました。

申請番号5番ですが、位置は平館高等学校から南へ約500mの地点です。農振除外の目的は、農家住宅の建設です。現況は、田として利用されておりました。申請地は、農振除外後は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、転用許可条項においては、集落に接続されていることを確認いたしました。

申請番号6番ですが、位置は寄木小学校から南へ約600mの地点です。農振除外の目的は、駐車場の敷設です。現況は、畑として自己保全管理されておりました。申請地は、農振除外後は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、転用許可条項においては、既存事業の拡張に該当することを確認いたしました。

申請番号7番ですが、位置は西根総合支所から東へ約1kmの地点です。農振除外の目的は、駐車場の敷設です。現況は、田として自己保全管理されておりました。申請地は、農振除外後は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、転用許可条項においては、既存事業の拡張に該当することを確認いたしました。

いずれの申請地も、農地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすものではないこと、土地改良施設の機能に支障を及ぼすものではないこと、また、転用許可適用条項に該当していることから農振除外はやむを得ないと判断して参りました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第18条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。それでは、申請番号1番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号13番 高橋由則 委員の退席を求めます。

（13番 高橋由則 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号1番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号1番の案件について採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号1番の案件については、原案のとおり決定しました。ここで、議席番号13番 高橋由則 委員の着席を求めます。

（13番 高橋由則 委員 着席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号1番を除く議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号1番を除く議案第4号を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号1番を除く議案第4号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』は、原案のとおり決定しました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の16ページをご覧ください。今月の申請は、16件となっております。

賃貸借権の設定です。申請番号1、平笠第4地割78、田、447㎡を含む2筆1,650㎡です。

中間管理事業へ賃貸借権の設定です。申請番号2、大更第3地割254、田、6,363㎡を含む64筆142,406㎡です。申請番号3、大更第25地割314、田、2,629㎡を含む2筆2,974㎡です。申請番号4、大更第29地割294-2、田、1,484㎡を含む6筆16,490㎡です。申請番号5、大更第10地割341、田、2,626㎡を含む9筆15,516㎡です。申請番号6、大更第10地割365-1、田、370㎡です。申請番号7、平笠第7地割27-1、田、3,217㎡を含む11筆25,763㎡です。申請番号8、平笠第15地割112、田、2,965㎡を含む6筆12,647㎡です。申請番号9、平笠第18地割117-1、田、1,304㎡を含む2筆3,287㎡です。申請番号10、平笠第21地割103-1、田、530㎡を含む9筆11,883㎡です。申請番号11、平笠第19地割289-1、田、1,800㎡です。申請番号12、平笠第19地割180、田、908㎡を含む5筆5,448㎡です。申請番号13、平笠第21地割90-1、田、726㎡を含む4筆3,989㎡です。

中間管理事業へ使用貸借権の設定です。申請番号14、大更第33地割186-2、田、1,264㎡を含む2筆4,217㎡です。申請番号15、松尾寄木第24地割190-1、田、2,030㎡です。

中間管理事業を活用した所有権移転です。申請番号16、大更第39地割460、田、2,477㎡を含む4筆12,774㎡です。

申請地の明細については次の19ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の

各要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。何かございますか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

全員起立です。ご着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の24ページをご覧ください。

八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は8件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

1、大更第3地割254、田、6,363㎡を含む77筆174,602㎡です。2、平笠第12地割157、田、996㎡を含む34筆53,688㎡です。3、平笠第7地割27-1、田、3,217㎡を含む3筆8,761㎡です。4、大更第25地割314、田、2,629㎡を含む2筆2,974㎡です。5、大更第10地割367-3、田、35㎡を含む3筆180㎡です。6、大更第33地割186-2、田、1,264㎡を含む2筆4,217㎡です。7、松尾寄木第24地割190-1、田、2,030㎡です。8、平笠第24地割8-22、田、2,368㎡です。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。  
（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

全員起立です。ご着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第7号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』

議長（山本会長）

次に、議案第7号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（根守係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の34ページをご覧ください。今月の権利移動のあっせん申請は、売渡のあっせんが4件です。

申請番号1、平館第10地割106、田、732㎡を含む11筆7,768㎡です。

申請番号2、帷子第15地割147、田、265㎡を含む9筆23,960㎡です。

申請番号3、松尾第1地割304、田、511㎡を含む7筆4,121㎡です。

申請番号4、松尾寄木第1地割1519、田、929㎡を含む3筆3,907㎡です。

申請地の明細については、次のページの申請筆別明細をご覧ください。

続いて、申請の内容について説明いたします。

関係資料の94ページをお開きください。申請番号1ですが、位置は、JR平館駅から東へ約500mの範囲内となります。申請地は、自身で水稻を作付けしている農地です。申請者は自身が高齢のため、耕作が困難で、農作業に従事するのは自分しかなく、今後、耕作・管理するのは難しいと考えておりました。また、改良区の圃場整備が平成31年より平館第10地割から入る予定で、あっせんを申し出た農地については、平成31年から32年まで作付けは可能で、平成33年より工事開始となる予定です。自分自身で周囲の人に声をかけてみましたが断られてしまったため、あっせんを申し出ました。売渡を希望しておりますが、賃貸借でも構わないとのこと。売渡の、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのこと。売渡が成立するまでは、一部水稻作付と自己保全管理を続けていくとのこと。

関係資料の99ページをお開きください。申請番号2ですが、位置は、西根第一中学校から東へ約2.1kmの範囲内となります。申請地は、父の死亡により相続しましたが、盛岡在住のため、親戚との使用貸借により牧草をつけてもらっておりました。申請者は契約継続を希望してありまし

たが、平成 28 年に親戚より耕作できなくなったということで解約されました。現在は、作業委託により自己保全管理されております。自分自身で親戚などに声をかけてみましたが断られてしまったため、あっせんを申し出ました。売渡を希望しておりますが、賃貸借でも構わないとのことです。売渡の、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。売渡が成立するまでは、現状の管理を続けていくとのことです。

関係資料の 110 ページをお開きください。申請番号 3 ですが、位置は、J R 松尾八幡平駅から西へ約 2.8 km の地点となります。申請地は、自身でそばを作付けしている農地です。申請者は自宅から農地まで 1 時間ほどかかるため、年々管理が難しくなってきた感じてましたが、将来もっと管理できなくなると農地を荒らすしかないと考えております。自分自身で周囲などに声をかけてみましたが断られてしまったため、あっせんを申し出ました。売渡を希望しておりますが、賃貸借でも構わないとのことです。売渡の、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。売渡が成立するまでは、自己保全管理を続けていくとのことです。

関係資料の 113 ページをお開きください。申請番号 4 ですが、位置は、寄木小学校から南西へ約 1.7 km の地点となります。申請地は、自己保全管理されている農地です。申請者は盛岡在住のため、現在は作業委託により自己保全管理されております。自分自身で周囲などに声をかけてみましたが断られてしまったため、あっせんを申し出ました。売渡を希望しております。売渡の、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。売渡が成立するまでは、現在の管理を続けていくとのことです。

併せまして、関係資料の 6 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上、よろしく申し上げます。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第 7 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑を終わります。それでは、この申し出の「農地あっせん」を行うこととして決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

全員起立です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 7 号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』は、農地移動適正化あっせん事業実施要領 4 に基づく「農地あっせん」を行うことに決定されました。

これより、「あっせん委員の指名について」をお諮りいたします。

本案あっせん農地は、西根北地区および松尾地区の属地でありますので、その地区の方々があっせん委員になることが望ましいと思っておりますが、どなたにお願いしたらよろしいでしょうか。

10 番（中村委員）

はい、10 番の中村一彦です。申請番号 1 番及び 2 番ですが、あっせん農地は西根北地区の属地となりますので、申請番号 1 番については、議席番号 13 番 高橋由則 委員と議席番号 7 番 熊

澤威人 委員の二人でお願いいたします。申請番号2番については私と議席番号7番 熊澤威人委員の二人で受けたいと思います。委員の皆さんにも情報がありましたら、私どもへ提供よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

そのほか。

12番（立柳委員）

議席番号12番の立柳優です。申請番号3番及び4番ですが、あっせん農地は松尾地区の属地となりますので、申請番号3番については、私と議席番号14番 古川美枝子 委員の二人で、申請番号4番については議席番号14番 古川 美枝子 委員と議席番号18番 石羽根正志 委員の二人で受けたいと思います。委員の皆さんにも情報がありましたら、私どもへ提供いただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

それでは、農地移動適正化あっせん事業実施要項8に基づきまして、「あっせん委員」には、申請番号1番、西根北地区13番 高橋由則 委員、7番 熊澤威人 委員、申請番号2番、西根北地区10番 中村一彦 委員、7番 熊澤威人 委員、申請番号3番、松尾地区12番 古川美枝子 委員、14番 立柳優 委員、もとい、12番 立柳優 委員、14番 古川美枝子 委員、申請番号4番、14番 古川美枝子 委員、18番 石羽根正志 委員を指名いたします。

議案第7号「農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて」は、以上のように決定いたしました。他の委員におかれましても、この「あっせん農地」に係る「情報提供」のご協力をお願いいたします。

議長（山本会長）

ここで10分間休憩といたします。40分開始といたしますので、10分間休憩といたします。

（休憩）

（再開）

事務局（畑山事務局長）

時間でございます。ご着席願ひます。

議長（山本会長）

休憩前に引続きまして会議を再開いたします。

ただいまの出席委員数は、19名中19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

○議案第8号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』

議長（山本会長）

次に、議案第8号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（根守係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

総会資料の54ページをご覧ください。八幡平市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、説明をさせていただきます。

9月25日に開催された第2回農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議において農業委員及び推進委員の皆様、指針の原案をご説明し、指針案に対し質問・意見を求めたところ、案を修正・変更しなければならない内容の質問はございませんでした。出されました質問等の回答は、この後の第2回農業委員会議において、ご報告いたします。このことから原案として提出をするものです。なお、第8回運営委員会の中でご協議をいただき、案として総会に提出することで、了承をいただいていることを申し添えます。内容については、先に述べましたとおり、9月25日に開催された第2回委員合同会議において、原案を読み上げ、委員の皆様にご確認いただいておりますので、この場においての内容の読み上げは割愛させていただきます。

以上、議案として提出いたしますので、ご審議ほどをよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第8号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

4番（高橋委員）

一つ、はい。

議長（山本会長）

4番の高橋委員。

4番（高橋委員）

4番の高橋です。内容につきましては、これを見るとその通りだと思いますので、これはこれとしていい。これから一番肝心なのは、今度詳細な説明会をやっていただけるということなので、その中で、たぶん説明するだろう、説明するわけですけれども、と思いますけどそれでいいですか、解釈はそれで。一番重要なのは、要するにその流れですよね、これからの流れを、どういうふうな流れにしていくんだと。やる内容については、文書に書けばこれなんですけれども、フローチャート式でいうと何の項目を、いつどのような方法でという流れですよね。頭の中に入らないと、なかなか理解できないだろうということで、例えば事例整備とか農家の訪問等々いろいろ出てくるわけですが、そういった詳細な説明は今度の29日ですよね、地区の説明会で説明するという解釈でいいですか。

はい、わかりました。以上です。

議長（山本会長）

高橋委員、よろしいでしょうか。

4番（高橋委員）

はい、よろしいです。

議長（山本会長）

ほかにありませんでしょうか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第8号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

全員起立です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第8号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第9号『平成30年度関係行政機関等(市)に対する意見提出について』

議長 (山本会長)

次に、議案第9号『平成30年度関係行政機関(市)に対する意見提出について』を議題と致します。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (立花事務局長補佐)

議案第9号、平成30年度関係行政機関(市)に対する意見提出について。

農業委員会に関する法律(昭和26年3月31日法律第88号)第38条第1項の規定に基づき、平成30年度関係行政機関(市)に対する意見提出について、別紙のとおり定めたので、決定の可否を求めます。平成30年10月25日提出。八幡平市農業委員会会長山本範夫。

それでは、こちらについての説明をさせていただきます。総会資料の60ページをお開き願います。こちらは、意見書の表紙となります。9月25日に開催しました第1回農業委員会議において、農業委員の皆様は市に対する意見の原案のご説明を致し、会議終了後に意見の内容に対し質問意見のある時は、10月10日の第8回運営委員会の前日までに事務局に提出する事としておりましたが、農業委員の皆様からの提出はございませんでした。この事から、文章の一部の変更を含む案として提出をするものです。なお文章一部変更については、第8回運営委員会の中でご協議いただき、案として総会に提出する事で了承いただいております。変更の内容については、後ほどご説明を致します。総会資料の61ページとなります。読み上げによりまして、議案の提出とさせていただきます。(意見提出の趣旨朗読後、内容説明)

総会資料の62ページとなります。第1項目の文章の変更について、ご説明します。赤い字の表示所となります。変更前は、平成27年の数値としておりましたが、平成29年度における八幡平市の担い手への利用集積率と耕作放棄地面積の割合に替えさせていただくものです。なお、その他の変更はございません。読み上げを致します。(第1項目朗読)

次になります。多面的機能支払交付金という事で、第1項目に追加をしておるところでございます。(追加文朗読)

続きまして、第1回農業委員会議において、7番熊澤委員より出されました要望に対する回答を致します。それでは、要望の内容でございますが、「多面的機能支払交付金の現状で対象農地の畑が10%であるが、田は86%となっている。なぜ、このパーセントの数値となっているのか、その理由を農林課に問い合わせたい。次の機会にでも回答いただきたい。」となり、農林課からの回答となります。担当である農林課農村整備係からでございます。農地面積(畑)の対象農地が農地面積(田)と比較して著しく低い理由ですが、多面的機能支払交付金を受けている組織からの申請面積の集計結果となるものです。理由としては、側溝の整備、砂利道の舗装等を行う「施設の長寿命化のための活動」が好まれ、田に対する申請が多くなっているものと推察されます。との事でございます。

次の項目になります。(第2項目から第8項目まで朗読)

第9項目の文章の変更について、ご説明します。赤い字の表示カ所となります。こちらも、平成29年度における当市の耕作放棄地面積と、その割合に替えさせていただくものであり、第1項目の耕作放棄地面積と表現を合わせるものです。なお、その他の変更はございません。読み上げを致します。(第9項目朗読)

以上、9項目を議案として提出致します。ご審議、お願い致します。

議長(山本会長)

以上で説明が終わりました。これより、議案第9号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本会長)

無いようですので、「なし」と認め、質疑・討論を終わります。

これより、議案第9号を採決致します。本案について、原案の通り決定する事に賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(山本会長)

起立全員。着席願います。

(全員着席)

議長(山本会長)

よって、議案第9号『平成30年度関係行政機関等(市)に対する意見提出について』は、原案のとおり決定致しました。

議長(山本会長)

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

6 閉会(15時01分)

議長(山本会長)

以上をもちまして、平成30年度第6回八幡平市農業委員会総会を閉会と致します。

ご協力ありがとうございました。

事務局(畑山事務局長)

ご起立願います。

相互に礼をお願いします。「礼」。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年11月22日

会 長 \_\_\_\_\_

3 番 委 員 \_\_\_\_\_

1 1 番 委 員 \_\_\_\_\_

# 平成30年度 第6回八幡平市農業委員会総会

日 時 平成30年10月25日（木）午後1時30分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

## 次 第

○八幡平市農業委員会憲章の唱和

前文朗読：議席番号2番 日戸 重雄 委員

唱 和：全委員

### 1 開 会

### 2 議事録署名人の選任

### 3 会期の決定

### 4 報 告

(1) 第8回運営委員会報告

(2) 農地法に関する業務報告

### 5 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について

議案第7号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて

議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議案第9号 平成30年度関係行政機関等（市）に対する意見提出について

### 6 閉 会